糸満市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例

（目的及び設置）

第１条　平時には地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図り、災害時には災害ボランティアセンター機能を有する防災拠点施設として、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項の規定に基づき、糸満市地域福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1)　名称　糸満市地域福祉センター

(2)　位置　糸満市字真栄里８７０番地

（事業の範囲）

第３条　センターにおける事業は、次のとおりとする。

(1)　地域福祉に関すること。

(2)　相談支援に関すること。

(3)　災害ボランティアセンターに関すること。

(4)　センターの使用許可に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に関すること。

（開館時間）

第４条　センターの開館時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第５条　センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3)　６月２３日（慰霊の日）

(4)　１２月２９日から翌年の１月３日まで

（使用の許可等）

第６条　センターの使用を希望する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

２　市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用の制限）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しない。

(1)　公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の活動に利用されると認めるとき。

(3)　センターの管理上支障があると認めるとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、センターを使用させることが不適当と認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第８条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を停止させ、若しくは使用の許可を取り消し、又は許可の条件を変更することができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき。

(2)　使用許可を受けた事項を正当な手続によらないで変更したとき。

(3)　使用目的以外に使用したとき。

(4)　虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(5)　天災その他特殊な理由によりセンターの使用ができなくなったとき。

(6)　前条各号のいずれかに該当したとき。

(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

２　前項の規定による使用許可の取消し等により使用者が被った損失については、市長はその責めを負わない。

（使用料）

第９条　使用料は、別表１及び別表２に定める額とする。

２　使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、空調設備の使用料については、使用後に納付することができる。

（使用料の減免）

第１０条　市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第１１条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由で使用することができなかったと市長が認めたときは、その全部又は一部を還付することがで

きる。

（使用者の義務）

第１２条　使用者は、センターの施設及び附属設備を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

（原状回復の義務）

第１３条　使用者は、センターの使用を終了したとき、又は第８条の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、速やかに使用した設備及び附属設備を原状に回復しなければならない。

２　使用者が前項に規定する義務を履行しない場合は、市長が履行し、その費用を使用者から徴収するものとする。

（損害賠償の義務）

第１４条　使用者は、センターの附属設備を故意若しくは過失により損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示により原状に回復し、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第１５条　市長は、センターの管理運営上、必要と認めるときは、地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

２　前項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1)　第３条各号に掲げる業務

(2)　センターの使用に関する業務

(3)　センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

３　前項の規定により、指定管理者が業務を行う場合においては、第４条及び第５条の規定中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めるときは市長の承認を得て」と、第６条から第８条まで及び第１０条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金の徴収）

第１６条　前条第１項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、使用者は施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払

わなければならない。

２　市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるものとする。

３　利用料金の額は別表１及び別表２までに定める額を上限として、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。

４　第１項及び第２項の規定により、指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、第１１条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第１３条第２項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表１及び別表２までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（委任）

第１７条　この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行規則）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　指定管理者の指定の手続きその他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表１（第９条関係）

施設使用料

区分		使用料	
		１時間当たり	備考
大研修室	市内	８００円	
	市外	１，２００円	
小会議室	市内	４００円	
	市外	６００円	
上記以外の共用スペース	市内	１㎡あたり１０円	占用して使用する場合に限る。
	市外	１㎡あたり１５円	

備考

１　使用時間を超過して使用し、１時間未満の端数が生じた場合は、その端数が３０分以上のときは１時間とみなし、３０分未満の場合は切り捨てて計算し、徴収する。

２　使用料の算定において、１００円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。

３　商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として使用する場合の施設の使用料は、適用する区分の使用料に応じて、当該使用料にその使用料の１００分の１００を加算した額とする。

別表２（第９条関係）

空調設備

区分	使用料	
	１時間当たり	備考
大研修室	１，１００円	
小会議室	６００円	
上記以外の共用スペース	１㎡あたり１０円	占用して使用する場合に限る。